令和6年度福岡地方最低賃金審議会議事録

第2回福岡県自動車(新車)小売業最低賃金専門部会

1 日 時 : 令和6年9月20日(金)15:00~16:35

2 会 場 : 福岡合同庁舎 本館8階 共用第7会議室

3 出席者: 【公益代表委員】 3人(定数3人)

大坪 知弘

萱沼 美香 (部会長)

恒川 元志

【労働者代表委員】3人(定数3人)

石田 雄也

吉武 和也

吉水 寛

【使用者代表委員】 2人(定数3人)

麻生 朋子

大西 洋二郎

【福岡労働局】 田村 労働基準部長

渡辺 賃金室長 ほか

4 主要議事

- (1) 関係資料の説明について
- (2) 福岡県自動車 (新車) 小売業最低賃金の改定について
- (3) その他
- 5 審議内容

部 会 長 ただ今から、令和6年度福岡地方最低賃金審議会第2回福岡県自動車(新車) 小売業最低賃金専門部会を開催いたします。

なお、本会議は公開としています。

次に、本日の委員の出欠及び定足数について、事務局に報告を求めます。

室長補佐

本日は、使用者代表委員の松本委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第6条第6項で準用する第5条第2項に基づく開催に必要な定足数は満たされており、本日の本会議は成立していることを御報告します。

なお、これ以降部会の名称については略称を用います。 以上です。

部 会 長 ありがとうございます。

次に、本日の議事録の確認は、 労働者代表委員 石田委員 使用者代表委員 大西委員 にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

石田委員 大西委員 (承 諾)

部 会 長

ありがとうございます。

では、議事(1)の「関係資料の説明について」です。

事務局から説明してください。

室長補佐

資料を御覧ください。右下にページ番号を記載しております。

1ページ、資料No.1「令和6年度特定最低賃金改正決定申出状況」です。

令和6年7月1日に自動車小売業最低賃金について、労働協約が適用される労働者側から改正決定の申出書が提出されています。労働協約の適用労働者数の割合について確認したところ、適用労働者数の3分の1を超えていることが確認できています。

また、資料の5ページの申請書、記の4申し出の理由に記載されています最も低い労働協約の金額が、資料の1ページの資料No.1の表右から4列目の「協定最低賃金額」を指しています。

なお、特定最低賃金額は関係労使のイニシアティブで設定されるものであり、 その労使間で締結した協定最低賃金額を超えて特定最低賃金額を決定することは 労働協約を無効とすることになり、協約締結の労使双方の意向に反するものとな るため、協定最低賃金額が、改正引上げ額の上限となることに御留意願います。

また、8月21日に開催した第5回福岡地方最低賃金審議会にて、「改正決定の

必要性有り」と全会一致で認めた以上、原則として1円以上の改正を行うこと、 及び最低賃金法第16条にあるとおり、地域別最低賃金額を上回る金額で特定最低 賃金額を決定しなければならないことにも御留意願います。

以上をまとめますと、特定最低賃金額の改正金額は、1時間992円及び現在の自動車小売業最低賃金である1時間1,028円を超えて、かつ協定最低賃金額1時間1,070円を超えない金額の答申が必要となることに御留意願います。

7ページの資料No.2、9ページの資料No.3について説明します。

資料No.2 ですが、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書の労 働者代表の意見です。8月 21 日に開催された第5回本審において、特定最低賃金 5業種の労使の代表者から意見聴取を行った際に提示されたものです。内容を申 し上げます。改正決定の必要性については有りでございます。理由は、特定最低 賃金は、同じ産業で働く労働者の賃金の底上げ・格差是正を図り、産業内の公正 競争を確保することで、産業全体の健全かつ持続的な成長を促すこととなる。自 動車産業は福岡県内における主要産業、かつ地域経済における重要な役割を担っ ていることから優秀な人材が求められている。大手から中小企業まで裾野が広い 産業構造になっており、特定最低賃金の設定は不可欠であること。自動車総連の 2024 年総合生活改善の取組の結果、全体の 92.9 パーセントにあたる単組で賃金 改善分を獲得しております。全体の約8割の単組において企業内最低賃金協定を 締結し、平均締結額は時給に換算すると 1,113 円相当となっていること。生産年 齢人口の減少や人材獲得競争が激化しており、喫緊の課題である。あわせて自動 車小売業にふさわしい水準で特定最低賃金を設定することが重要であり、地域別 最低賃金に対する水準的優位性を維持・拡大すべく自動車小売業最低賃金を確実 に引き上げる必要がある、という内容でございます。

続いて、資料No.3は、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書の使用者代表の意見です。内容を申し上げます。改正決定の必要性としては有りでございます。2023年度の国内新車販売台数は前年比103.3パーセント、除軽市場も107.8パーセントで復調気配があり福岡県も同様の結果となっていますが、コロナ禍以前と比較すると、国内新車販売89.9パーセント、除軽市場91.3パーセントと厳しい状況が続いていること、さらに、少子化問題や若者の車離れなど国内の総販売台数は減少していくことが明白であるという背景があります。昨今の物価上昇や2024年度の高水準のベースアップを考慮すると、最低賃金の引上げは一定水準必要と理解できるし、人材確保や人材流出防止のため引上げはやむ無しと考えますが、今後の業界全体の経営を考えるとそのレベルについては大いに議論が必要である、といった内容になっております。

以上です。

部 会 長 ただ今の説明について、何かございますか。

各 委 員

(意見等なし)

部 会 長 次に、議事(2)の「福岡県自動車(新車)小売業の最低賃金の改正について」 です。

> 最初に、引上げについての具体的な金額と、その基本的な御主張をお聞かせい ただきたいと思います。

まず、労働者代表委員からお願いします。

吉 武 委 員 労働者代表委員の吉武です。よろしくお願いいたします。

まずは、昨年、特定最低賃金額 987 円に対しまして、労使のイニシアティブを 尊重した議論をさせていただいた結果、地賃同等の 41 円引上げ幅で 1,028 円に なったと捉えております。

本年に関しましても、真摯な議論をしていければと思っております。

労働者側としての取組について言いますと、昨年に引き続き自動車産業の永続的発展に向けて、産業の魅力向上と人材確保に向けて継続的な取組だったのですが、自動車産業で働く仲間たちが産業の魅力を高めるために適切な賃金設定を着実に進めていく必要性があることをお伝えしたいと思います。

具体的な額で言いますと、今年の春闘では33年ぶりの5パーセント台の賃上げになりまして、自動車総連も2024年の賃金改善の取組の中で、前回の合同会議の資料の29ページにもありました2024春闘連合福岡回答集計結果にも記載されております定昇相当分込みの賃上げ率5.62パーセント、また、前年より1.95ポイント増という結果になっております。これを特定最低賃金で考えていきますと58円相当に値することになります。

また、令和6年の地賃の答申結果で全国加重平均が50円以上の引上げということで、目安制度が始まって以来の高値を更新し、福岡県も51円の引上げで992円、引上げ率が5.42パーセントとなり、自動車新車小売業の特定最賃額の1,028円に掛けますと56円となります。

ただ、先ほど事務局からお話がありましたとおり、現在の協定最低賃金額 1,070円でありますので、労働者側としては、この差額の42円の引上げを主張 したいと思います。

部 会 長 ありがとうございました。

次に、使用者代表委員からお願いします。

大 西 委 員 使用者代表委員の大西です。よろしくお願いします。

先ほどの資料の9ページにも意見書を出させていただきました。今後の自動車業界の先行きということを考えると非常に厳しい状況にあるのは前提にあるのですが、昨今の物価上昇等を考えると、いつもであれば改正の必要性は無しにチェ

ックを入れていたところですが、それも白々しい話だということで、改正の必要性は有りとしていますが、意見書の最後にも記載しておりますけれども、そのレベルについては議論が必要だと思っております。

具体的な数字については、いろいろな見方がありますので難しいところではあ るのですが、昨年の賃上げの5パーセント台くらいで労働者側は言われるのだろ うなと思いつつ、そこは上限にかかるところでもあるので、それについても重々 理解はできるのですが、こちらとしては昨年も申し上げたと思いますけれども、 前回の資料の 21 ページの都道府県別の自動車小売業の特定最低賃金改定額を見 ていただくとお分かりのとおり、なぜか福岡県だけが地賃との差がとびぬけて高 い。その根拠が私どもでは分からないのですが、過去がそうだったからと言われ れば、そうなのかもしれませんけれども、なぜ他県がそこまで地賃との差がそこ までないのにもかかわらず、福岡県だけが87円、109.2パーセントの地賃との 差があるのか、そこが疑問に感じます。具体的な数字と言いましてもなかなか根 拠がないのですが、自動車小売業の特定最低賃金は23県がありますが、実際に は稼働していない県が多く、福岡県以外では12県あり、その12県の平均値を取 ると地賃との差が45円という数字が出てきました。そこで、まずは、地賃との 差が 45 円ということを考えると、992 円にプラス 45 円すると 1,037 円となり、 昨年の自動車小売業の特定最低賃金の1,028円にプラス9円と数字になりまし た。ここに大きな根拠があるかと言われると先ほど述べたとおりなのですが、他 県と比較しても特別に福岡県が高い理由は見当たらない、他県並みでいいのでは ないかということで9円をベースに提案させていただきたいと思います。

以上です。

部 会 長 ありがとうございました。

それぞれの主張について、何か質問等はございませんか。

各 委 員

(質問等なし)

部 会 長 労使双方の具体的な考えや引上げ額をお聞きしましたので、少し公益委員で打合せを行います。その後、労使双方から個別にお聞きすることにします。

労使委員は労使双方の控室にて、しばらくお待ちください。 事務局は、それぞれの控室に案内してください。

(労使代表委員退室)

(公益代表委員と労働者代表委員との個別折衝)

(公益代表委員と使用者代表委員との個別折衝)

(労使代表委員入室)

(議事再開)

部 会 長 本日は、労使双方の主張、御意見をお聞きし、調整等を図ってきましたが意見 一致までには至りませんでした。

本日の主張の主旨としましては、労働者側は、春闘の引上げ幅が 5.62 パーセントであり、現在の特定最低賃金 1,028 円に 5.62 パーセントを掛けた額の 58 円を加えた 1,086 円を主張したいということでしたが、今年度の協定最低賃金額が 1,070 円であるので、現在の特定最低賃金との差額の 42 円引上げという御主張でした。

一方、使用者側は、令和5年度の各都道府県別特定最低賃金改定額自動車 小売業で動きのある県の県最賃との差額の平均が45円であるので、こちら を目安に福岡県最低賃金992円に45円を足した1,037円、現在の特定最低 賃金1,028円にプラス9円という御主張でした。

労使双方、よろしかったでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

部 会 長

労使双方の主張する金額に、いまだ開きがありますので、審議は次回の第3回専門部会に持ち越すことにします。なお、予備日である第4回専門部会とならないよう、ぜひ第3回専門部会において全会一致での結審となりますよう、よろしくお願いいたします。

そのためにも、次回までに労使による個別協議を行っていただくよう、併せてお願いいたします。加えて、公益委員として引き続き努力していきますので、皆様よろしくお願いいたします。

最後に、議事(3)の「その他」です。何かございますか。

各 委 員

(意見等なし)

部 会 長 事務局から何かありますか。

室長補佐

(次回の開催日時等を説明)

部 会 長 これを持ちまして、第2回専門部会を閉会します。 お疲れ様でした。